載

會學濟經學大國帝都京

散論際經

號 四 第

港二二等

行發日一月四年五和昭

第三十卷

第四 號 (通餐第百七拾八

勃龙 昭和五年四月發行

鯍

叢

屋 稅 0 課 稅 標 凖

家

神 戶 正 雄

緒言(本論の目的)

第二段 我國家屋稅の新課稅標準の內容(一測定方法に關する根本問題A)實際に依るやの問題B田舎に於ける特殊の測定方 第一段 家屋税に於ける諸の課稅標準の比較(一家屋稅に於ける諸の課稅標準(A)諸課稅標準(B)我國の今後の課稅標準二賃貸 (3)外形標準①經濟上社會上保健上等い評定賃貸價格ろ其他の標準1)實際純收益2)價格3外形標準) 評定賞貸價格ろ其他の標準1.實際純收益2.價格3.外形標準()財政收入上()評定賃貸價格ろ其他の標準1.實際純收益2.價格 價格と其他の課税標準との比較3公平課税上い評定賃貸價格3其他の標準1實際純收益2價格3外形標準B課稅技術上い

法二計算上の問題A控除すべきものい維持費减損費ろ地代B控除すべからざるものC加算すべきものい敷金の金利ろ機利 金の元利)

結論(全文の要旨)

叢 家屋税の課税標準

第四號

五六三

緒一

参考資料を供する所以で、何程か實際界への貢献とならうかと思ふので、茲に之を取扱つて見る 大な改革であり、 屋稅の課稅標準は由來可なりに多く外形標準に依つたものであるが、 らしては改められて、 も相當に缺點があるので、 我國にては家屋税は國稅としては課せられない。地方稅としてのみ存する。其の地方稅たる家 で之が得失及内容を明かにするのは、 公正の理想への接近だといはれ得るものだが、 一齊に賃貸價格に依ることになつて居る。 さう樂觀を許さない。 今、目の前に迫つて來た此新標準を實施するに當りて 又其解釋についても疑問なきを得ぬ 其は質は地方税にありては 併し精かに之を考査すると、 其が愈々この昭和 五年 b 0 度か カゞ <u>ー</u>の 其 あ

第一段 家屋税に於ける諸の課税標準の比較

一家屋税に於ける諸課税標準

いふべき)に依ることが出來、 其各のものには更らに色々のものが (A)諸課稅標準 家屋税の課税標準さなるものは大別して收益、 實際總收益に依ることが出來又、收益能力に依ることが出來る。 存し得る。 收益(賃貸價格)にても、 價格、 實際純收益 外形標準の三とし得る (家屋所得と

さ か 價格さいふても、 建坪 出來る(註一)。 及附 屬 地 外形標準 埣 建築價格たることが 税)、階 級 には門窓税に於けるが如く門窓に依ることも出來れば、 税(諸多の外形標準の色々の組合による)のやうな標準 出來れば、 賣買價格(交通價值) 普通價値ともいふ)たるこ 1: 面 依 積 るこ 稅 建

坪

出 來 る 家 屋 稅 課 稅 標 進 0 選擇範圍 は 頗 る る廣い。 之に關する立法の實例を見ても、 實 E 多 種 بح 亥

7

Š

O)

7

あ

る(註三)

標準とするといふことになり得るけれ ۲. れ 多くの場合に附近に於ける類似の は其れ 收 盆に依り特に實際收益に依るとい であり得るが)、平均的又は客觀的なる評定價格に依ることになる。 ども 物體について得られたる比較すべき價格を齎らすことを餘儀なくせらると ふ場合には、 價格に依る場合に 具體的 なる kit 劜 谷 例 個 *(*) 各個 家屋の現實なる收益を、 家屋 ゔ H 0) 現實の其に依るも ٠ť が 之につぎ(價格課稅 少く の で ک الخ 原 則 Ł Ų١ (変 <u>.</u>(3.2) L K 逓 ₹ は 此 於 稅

証 最近、 各 圆 Ø 鬒例 は 万. Ø 如

意味である。

(1)收益に依る Ŕ, 0)

(a) 収益能力に依る Ŕ, Ø 我邦、 x ク ν ン ブ n ۲ ス ŀ ν ŋ ý ` ワ n デ ッ

實際收益に依る

て控除したるも 總收 盆から引去らるる r 依る 佛國 0) を標準とす。 ŧ, 0 前 Ø 年に事實上得られたるもの 波蘭、 ĸţ 左も 各 ハ Ø 育用 ンブル 國及地方稅、 の如く右に依り難き場合には、 グ、 そして伯林、 抵當利子、 カ-5 工場にては 改築費、 ァ ル ŀ ナに 四割 减損及維持費 評定收益に依る)、 ても此に依りたることあり。 を 人家にては二割五分を損减及保存費 (として 希臘(純益に依り、 通常、 總收益の 七% 之が爲 工場 ک ا

> 拙著. 財政學大系. 424. 租稅論 234. Eheberg, Fw. 18 & 19 Aufl. S. 249 Heckel, Fw. I. S. 278 ff. Schäffle, Steuern. B., T. S. 181. Mombert, Fw. S. 67. Tuschi 1) nski. Fw. S. 91-92.

> Prohasel, Die Grund-und Gehäudebesteuerung der deutschen Einzelstaaten. S. 74-2) Prohasel, a. a. O. S 84. Zachau,. Der Kapitalbegriff in der deutschen Steuergeset zgebung der Gegenwart. S. 56

三

卷

Б.

六

Ŧ.

第

四 號

論

叢

家屋税の課税標準

第

四

の場合には一二%)、 火災保險及其他の損害保險の保險料である)

(c) |收益を還元したる價格に依るもの(收益能力の變體)――ザクセン、 オ ルデンブルゲ

②價格(普通價值)に依るもの ·ヴユルテンベルヒ、ブレメン、 バーデン、 プロイ セン、ブラウ ン 3/ ᆂ 7 イ ۲ 、露國(現行

③外形標準に依る Ъ O

地方家屋税

門窓に依るも 0 香き 佛國 の門窓稅(一九一八年に國稅として廢止されたが、 地方税としては今も、疑制上 Ø 水稅

に劉 する附加税として殘る)。

(b)

階級梲に依るも

Ø

舊露國の地方中、

例之、ハルコウ(にては、不動産の評定に於て、

地位、

室の敷及廣さによる

大さ、 不動産の性狀及商業の 住居に對する關係に依る)。

(4) 前 記諸標準の併用を爲すもの

出

克

に依る) を擧げるから、見樣によりては、 ても良い)、墺(の地方家屋税は今日殆んど到る處に、 || と評定] 3 (a) れ 收益能力と外形標準の一たる面積とを併用するも ざる處には、 によつで賃貸收益を見出して課する。 一定の方法によつて建物及附屬地の面積から計算せられる所の收益の大さの仮定〔一アー 面積に依るのを特別の標準と見倣さず、 そして此の如きものとして農業經營に向けられる建物及田舎の城寺院 家賃に依り、 0 六イ ÷ 且つ工場及其他の一定の大營業建物にては面積標準 ルン(實際の賃貸實在に評定の十分なる支持點 單に收益能力を評定する一方法に過ぎぬ ル ---の見 14

階級梲かに依る、 住室の敷による。 、收益能力と外形標準たる階級とによるも 全體として家賃税に従へない地 其他にては 家賃税が 行はれ、 0 万に於ける賃貸されざる 此にて 家賃たるべきもの 我國の今日迄、現行のチエ 住家には階級税が行はれることになる此 から一定控除費目を ツコスロバキア(其建物税は家賃税 引き去りたるも か家屋 のに依 に

竹土

Taylor, Finanzpolitik und Steuersystem der Republik polen. S. 50. 224. Proh asel, a. a. O. S. 112. Zachau, a. a. O. S. 57. Lohmann. Die besonderen direkten Gemeindesteuern in Preussen. S. 38,

Scholz. Grundriss des französischen Steuerrechts S. 5. Allix, Traité élementaire de science des finances. 5 éd. p. 546. Photias, Das System der direkten Beste uerung in Griechenland S. 65,

論 叢 家屋税の課税標準 收

益

就

中

收

益

能

力に

依

らう

حَ

ζ'n

ፚ

0

12

かぎ

此

は

或

は

實際收

益

而

カコ

b

其

純

一賃貸

價格

ح

其

他

の

課

稅

標準

ح

0

比

較

種

Þ

0

家

屋

稅

標準

0

中

1=

就

きて

は、

B

可

o

併

方に

肵

得

税义は之が

附加

税又

は

所

得

に主さして

依

る

所

0

戶

數

割

す

8

第三十卷

五六七

四

號

五.

實

際

收

益

たらざることに於て之と異

收 我 かゞ 國 標 總 存 益 T にて 同 华 收 收 賦 Þ じで 依 益 で 0 益 課 贞 IJ. るさ あ C to 實 期 能 上之 今後 あ る あ 力 H つ 他 حح h **(**) 0 7 應 侳 0 賃 現 b Prohasel, a. a. O. S. 121. 123. 6)

各家主からして申告せしめても、 Ţ 我 屋 比較 國 ż b 家 で に於ける 1J 鬒 屋 0) 、考量よ な 觀 主 0) 墺國(其地にて少く 後 ړې 的 0) 維 住室の な 收 持 \mathcal{O} 共 b 定 得 課 10 8 数に して 入間 n 總 必 稅 で之を我 收 要 より、 標 <u>~</u> 7 適當に評定するものである。 Q_j 益 進 企 特 10 2 階級 Ė 標準 別事 額 經 前に段階づけられたる 邦の 費を 建 0) は 物の 情 ح 年 賃 す 負 他 必ずしも其儘、 (額 貧 半分が賃貸され の į. ることにな S 擔 價 收 寸 b US 格 特に 盆 3 12 ፌ 統 税に比する ינל 條 高く又は 5, 件 家屋階級 る を以 5 75 ۵× 此に依らず、 右 る 何 5 そして夫の 隨 列 $\overline{\tau}$ 5 稅 **%**× جَ 低 家 筈 つ 記 \sim とが分れ 7 く定まり の 屋 7 よりて、 を賃貸 地 諸 其 あ 租 は、 標準 る 行 標準 ح 政府にて其と同等と認 賃 は は れ 賃 た す 各 中 其 3 た 醟 2 同 12 は 格 る收 質 Ł 就 場 0) K 9 Ō 家 きて 貸 合に J りて 課 益 は之を排斥し、 屋 主 は 稅 は 於 かゞ 0) 測 公 定さ 詉 れ た家屋 修 絓 稅. 費 と家

貸

料

()

À١

は

狀

12

其

他

(B)

業收 物 純 收 2 0) 徫 盆 稅 \mathcal{O} 實際 9 純 收 益 に依 る σ \mathbf{z} 異 j, 資 本 利 子 稅 とは 總收 益 12 依 ることに於て

Prohasel, a. a. O. S. 105. 108. 109. 114. 120. Zachau, a. a. O. S. 56. Hacnsel, Die Finanz-und Steuerverfassung der Union der sozialistischen Sowjet-Republiken.

⁸⁾ Scholz, a. a. O. S. 92. Tyszka. Fw. 2 Aufl. S. 146

Sodoffsky, Die kommunalen Gebaude-und Grundsteuern. I. S. 27-

六

客觀 並 方 ん で課 カジ 的 能 な B 力を漏らさ せらる 收益 能 き收 力に 75 益 į, 依 爲 るの 税又は物税としては所得、 め 1 カゞ は 選 むべきものだといふこともある。 層望まし 其れで今茲に諸課 乃ち實際純收 益 稅標準 多少異つた よりも 舠 0 比較を為すにつ な課税標準 方 面 カュ 5 能 卽 ち 力 物 的

(A)公平

は

收

益

能

力と

尙

更

便

であ

負擔

か

T

ある

け

n

٤,

ح

かゞ

容易で

あ

平

として、家屋所有者の ふこともあり(註五)。其等にて强ゐて此賃貸價格に依 たり得るのみでなく、 賃貸といふことは殆んご之を見出し難 (い評定賃貸價 の公平にも合する。 のみならず 6 5 假分此 田 き賃貸價格を中心として論ず 含に 都會にても、 物 (2)我邦の ては賃貸 (1)にて自用 的能力を公平に 併 若 此 都 如 が多か 家 會地 く地 が明 屋 住屋は賃貸價格を見出 カゞ 12 確 租を賃貸價格に依らうとい らず、 7 あ 現はすものはない(註三)。家屋所有者相 Į. は、 つても、 知 其 ħ 家屋 價 膧 得るならば、 Ž, 格 つて殆ご依るべ 賃貸家 るさしては無 ならば 0 賃貸 其 が 剕 し易 屋の から 我 邦 是れほご收益 る 相 か、 其 の將 當 きの賃貸價格なしといふこと カゞ 多く 理 かっ ふに於て、 Ġ 7 カジ 賃貸價格は却 出來、 類 行 大工 に探らうごするもの 推 は 税乃 場の n して定めるこさ 公平に反することに 7 土地 如 賃貸價格 五 Ħ. 岉 所 つて判 の きになると 有者 間 稅 の 0) 綳 能 ß P حح Ċ 摑 かゞ の 力 稅 を摑 に公 間 容易 i. Ġ ح 之 hen Steuern. S. 142. Herzig, Neues Steuersatz. S. 84. 88. 89. 91. Fuisting, a. a. O. S. 323.

- Kiefersauer, Mietzinsbildung und Mietzinssteuer. S. 146-147 Prohasel, a. a. O. S 87. Fuisting, Grundzüge der Steuerlehre. S. 323. Loewenfeld, Die österreichisc-
- II)

論 叢 家屋稅の課稅標準

第三十卷 五六九

第四號

£

賃貸價格とは異つた標準に依りたることになり、 するか(註六)、賃貸價格以外の標準、 り(註七)、前者に依ればつまり價格に依りたるに外ならぬことになり、 もなる。 其れで其の摑み難き場合には、 例之面積稅、 家屋の價格から之に一定の利率を乗じて賃貸價格を推 全體を通じて見れば、 階級稅、 乃至、價格稅を採るの外なきことに 後者に依れば何れにして 何れにしても全國に統 定

屋稅其 て此標準 良きものとして選むことになれば、 田 合の る課税標準 特殊事 \vec{b} Ō から過大(全き所得から見て)の負擔を負はされるさいふことが > 苫情であつて、 情か かご 探れないといふ一の大な不公平を件ふ(註八)。 併し其他の見地からして之を比較 5 自有家屋が持主の所得事情と必ずしも平行せず、 此税ある以上、 其の行へぬだけにては、價格から測定する外ない。尚 何れの標準に依つても、 多少は発れざる 祖先傳來の大家屋 あるごも b ዹ Ġ カゞ ば の に屬 此 我 に住 邦 ίÌ 家 0 的

省四ン の質例として居る。 ハヒけ 無き 賃貸價格を最良の課稅標準と爲し、 3 ェ ン t ン は 家屋 の賃貸價格に基きたる佛國家屋稅を最

る。

(註四) Иţ る(實際彼も、 ル 土地の其よりも ンツェル、 此趣旨の事は、 之に依れぬ場合を認めては居る)。 ァ. р 層容易也として、 1 諸多の學者、 ŧ ル等の齊しくいふ所であり、 ーベル 凡べての家屋の賃資價格の决定を簡單に見て居るが、其は少しく言ひ過ぎであ ۲ チスカ、 バステープルに至りては、 フイスチング、 シエフレ ĺ, 全體上、 ロツシアー、 家屋の賃貸料を定めること ㅁ ッ ý ボ r "

12) Eheberg, a. a. O. S. 250, Jensen, Public finance. p. 293.

13) Eheberg, a. a. O. S. 249-250. Tyszka, a. a. O. S. 145. Fuisting, a. a. O. S. 322. Schäffle, a. a. O. S. 181 182. Roscher, Fw. 5 Aufl. I. S. 486 Lotz. Fw. S. 312. 313. Borght, Fw. 5 Aufl. II-I. S. 102. Gruntzel, Fw. S. 62. Prohasel. a. a. O. S. 49. 51. Bastable, Public finance. 3 ed. p. 448.

第

プ 收益價値計算が絕對に確實なる成果に導かぬといふ。 或團塊、 特に工業的の土地(建物附き)にてのみ、 自有土地の自己利用に於て且つ比較物 の鉄乏

註か ると爲し、 の元素が使用せらると爲し、ソドフスキーは、收益が自ら决定せしめざる不動産にては、 ボルグトは、田舎及小市にては、家屋階級(例之、墺匃)、又は面積稅(例之、バイエルン)が用ゆべき逃路となる バステーブルは、 波蘭國にては、其不動産税は、家屋が賃貸されないときには、其價値の五%に換算したものを其收益とす。 家賃は物體が實際賃貸されざる處には失敗すとして、 家の賃貸料の外に、 其價値の土塞の上に評定せら 補正物として建築費

得と爲し、シエフレーも、 居せらるる田舎の税だといふて居る。 級靈帳のみが可能だと爲し、クラインウ 田舍の建物には、 == ヒターは、 或は唯だ、客觀的標準なきか、或は之を有つた所の不動なる利用價値の 家屋階級税は、 家屋が通例賞賞せられず、 併し所有者自身から住

つた方法により、 何となれば此が課税の懽衡を破ることの心配を避くるを得ぬからせいふ。 フイスチングは、 即ち都市にては賃貸料により、 家賃に現はれたる家屋借料は統一ある基礎を成形せずと爲し、 田舎にては他の標準によりて課しなければならぬことは、 工 1 ~ ル Ŀ は同 課税物件を異 不都合だ。

ろ其他の標準

り得るのだが、 (1)質際の 純 收 遺憾ながら此 益 に依るのも一の方法だが、 1 は 逋脱の 可 能 性が大であり、 そして之を本當に摑 特に 别 12 存 する所得税乃至其 み得れば公平 の負 他 擔 ごなな 0 人

尙更に公平上不滿足となる。 税も之に依り、 其 上にも家屋税にて之に依るに於て一層に逋脱を誘導するさいふこさもあつて、 總收益でなくして、純收益に依るとい ふ事も、能力に

眞に公平とな

- 14) Pr hasel, a. a. O. s. 71.
- 15) Bastable, I. c. p. 448. Sodoffsky, a. a. O. S. 26. Taylor. a. a. O. S. 224.
- 16) Borght, a. a. O. S. 102. Schäffle, a. a. O. S. 182. Kleinwächter. Fw. S. 151.
- 17) Fuisting, a. a. O. S. 323. Eheberg, a. a. O. S. 250.

得る。 收益から推定する外なく、 る 所以こも考へらるゝ それから實際の收益といふことは實は一貫するを得ない。 かゞ 其れだけでは結局、 物税たる家屋税としては總收益又は總收と純收との中間物にても忍び 收益能力に待つ外は 實際收益を生ぜぬ ない もの

税に依 化に追 益金高 に統 合に大い地方にては、 賃貸料とが並行しないことの少いといふこともある。尤も價格に依るときに、 收益にもました長所を有つ(註九)。又此なれば都會地のみでなく、 が と收益に比して負擔の不均衡を生ずといふことがある。 くては 層能 (2)價 隨することも出來、 ならず、 の大小の りたるよりも負擔が輕くなるといふことがあるのだが、 ある標準にて課税 部分又は特別 格 力に應ずる所以だと爲し得る。 ひみに依 然るときに價格に現は 此に依るときには、 金利低く家屋の收益も割合に小い 地方に 比して、 財産税となるといふことはある(註一一)。 らては本當の能力の大小は判らず、 し得るといふことがある(註一0)。又家屋にありては土地のやうに價格と 特に他方に 收益にては漏 'n 存在する所得稅又は所得稅的の 72 たる收益の大ささ並に危險度とを標準さして課稅 ゞ價格に依るときに、 れる所の能力をも摑み得るのみならず、 其は金利割高で隨つては家屋の收益 其收入の難易危險率なごをも考慮しな 併 併し又見方を別にして見ると、收 田舎にも一齊に行はれて、 家屋税が最早や、 し其も別に並行して課せらるゝ 人税を補完するとしては、 價格税に よる 全國を通じて見る 收益 税ではな ح 其 でする方 全國 收益 一も割 の變

論 叢 家屋税の課税標準

五七一 第四號

第三十卷

ブロ

依 地 としなければならぬ。 .るとするときに、之との釣合上は、家屋税の標準を賃貸價格とすべく、價格とするの 租 が齊 しく價格に依るならば、 但し我邦の目下定まつて居る案のやうに地 却つて之との釣合からも、むしろ家屋税に 租をも價格に依らず 價格を用 賃貸價 わ を排斥 る カジ 良 1= ረጉ

(註九) P 1 7 ン 付 價格稅にては、 收益税に 比し一層公正なる祖稅分配とい 3-財政々策上の期待が完全に常る と為

なければならぬことになる。

だけ速かに追隨し、 して且つ の方法を供すと爲す。 特に公正なる組 ٠ ماز ŧ, 建 之に相當となるといふことは、 物 附 Ť. **机分**侧 地にては、 の要求にも最多く適ふからと爲し、 普通價値による賦課方法が全く薦むべきも 租税立法者の第 シ .21. Ø 任 9 移だ 12 ッ か Iđ. のだ。 此 經濟生活に於ける力 に恰も普通價値 何ぜとなれば此が 0 課税が Ø 推移 遙か 多く K K 出 簡 單 仕 水

良

rİ 但 定を通例許さず、 し此に反對説はある。 普通價値の標準は、 且つ事實上の收益事情から全く離れるからと爲す。 例之、 租税負擔の公正なる分配を生するの グ سار ンツェ ル は 建物の資却價値が收益の上に ĸ は相當 し 7, 何 確實なる决定を許さずと爲し、 とな れ ば此が純物的なる信頼すべき Ж. ル ァ

不實行、隨つて不統一課税となる)は避けらるると爲し、フイスチングは、此點(家賃によりては全國統一 價格を統 れぬこと)を考慮して、 エーベルヒ 一ある基礎として選んだのだと爲す。 过 建物質擔によりて此稅が平等に全國に行はるる處には、 諸多の國(ウユルテンペルヒ、バーデン、ヘツセン)が賃貸價格の使用を斷念して、 此困難 (賃貸價格の場合に、 的 建物の に課税せ 淝 資買 其

尤も此

にも多少の異論はある。

シ

æ

フレー

は、

も常に且つ到る處に見出さしめずと爲し、ヘッケルは、 交通價値の評定につ 此方法(價格に依る)が田舍及小市には多く 8 確固たる交通價値の十分なる數 Ø が 障碍に遇ふと 期的 rc は 必

Lohmann, a. a. O. S. 56. Prohasel, a. a. O.S. 75. Schwarz, Das Gemeinde 18) Abgabenwesen Deutschlands. S. 25.

Gruntzel, a. a. O. S. 61. Borght, a. a. O. 103. Eheberg, a. a. O. S. 250. Fuisting, a. a. O. S. 323. 19) 20)

論

Ιţ

家屋階級税は、

家賃價値の

確

知に他の支持點を缺く處に用ゐられ

る。

此が隨つて自有案屋

住居

0

通例なる

囲

含及

第三十卷

號

爲し、 を見て居るが、 要なる價格 70 資料の非常に乏しき處にのみ、 1 デ Ι± 價格なれば何 全體上最多くの場合に、 れ の家屋についても評定出來ねことはない、 其結果が固より頗る缺點あるものだとして、 資本(價格)測定の方が一 層精密に 今日は既に火災保険が可なり 行はるることには疑を入れな 何程か 價 格に適用出來ぬこと に發達 して 唯 だ 居 必

註 は 收益税が 工 此(價格稅となること)によりて、財産稅部となると爲す。 1 べ ル ٤ は、 建物價格稅 の形式は收益税の性質より は むし ろ、 部分財産税の性質を示すと爲し、 'n ヶ ル

Ø

を見逃してはならぬ。

大し 面積 收 益 (3)た 前記の 門窓、 や價格 外形標準 相 違 のなき處には忍び得るものだが、 收 階級の三の間 12 盆や、 此 して に依りても、或度までの公平は得られぬ は劣る(註 價格やに比しては公平課稅の上 では、 河。 諸多 面積稅 ō) 標準を加 少しく發達して生活 Ò 味 田 峹 し 地 た からは劣つたものだ(註一三)。そして其中 る階級 方の のではないけれざも、 如 く經濟單 税最公平に適ふけれざも(註|三)併 が複雑になると、 純 で 各人各家の 固 到 上り 底 堪 精密 O 生 活 13 カ・ 15 7

らざるの不公平を伴 ふ(註一五)° 門窓税とても能力に應ずるには甚しく不滿足なものだ(註一六)

て失はると爲す。 ば住み場處の数は、 **_** Þ 1 ッ べ ッ ル は、 ۲ は、 外形標準は勿論、不完全だと爲し、アリクスは、 家屋階級税が主として住む場處の數によるだけにては、 收益の大さ及自用家屋の利用が所有者に與ふる利益と密接の關係にある 外形標準にては、所得と標準との均衡が 家賃税の補完として最良く適す からと爲し、 往々に ź。 何

²¹⁾ Schäffie, a. a. O. S. 183. Heckel, a. a. O. S. 279. Schade, Gemeiner Wert und Ertragswert. S. 128.

²²⁾ Eheberg, a. a. O. S. 250. Heckel, a. a. O. S. 279. 23) Lotz, a. a. O. S. 313. Allix, l. c. p. 466.

ĮΨ

カュ 小 市 5 利用 に 社 놘 相 らるる家屋について拂はるるものだと寫し、 當 租 税形式だと爲すっ それ **∌**≥ らベラフエ チス ル デ 力 ス は、 は、 家屋階級税を以 賃貸せら れず 隨つ て D所 有 者 白身

註 四 Τ. Ţ べ ル ۲ は、 此 が、 面積税ほど組ではないけ れども、 倘ほ |万足なものではないといふで居る。|| 此が特に田舍の建物に用ゐらると註して居||

註 適用す 方法の べ よりも ر ق *با*(Ŧ ب 有害なる遺物と べきも 一層多くの窓を有たぬからと爲し、 ベラフェ か 尙 門窓に依る測定は少からず盗意的であり、 ほ مال 其が機 O ン 9 だと爲し、 بال 工 デ 械的であり、 ル ス は、 して非難せ は エ 面 門窓税は不公正だ。 積稅 1 べ 之によりて最大の不公平が生じなけ らるとい ル け ۲ 剉 動の は、 ヘッケ 粗なる方便を形成する。 ひ、 田舎及小市にて建物を課税すべき最簡單な併 ボケー ساد スミス b は、 此に地方關體の大き、 此が 0 此税が ٧ì 技術上頗る不完全で、 ふやらに、 説明の要なき古典 此が唯だ高さ及建方に大差なき単 ればならぬと 田舍の貧民の家屋が、 階數、 及其地 的 非常に不平等に影響すと爲 Ų, 理 Ç 由 バ 0 の差別的元素が考慮さ 最 爲 ス 粗なる方法だと爲 テ 首府に於ける寓者 Ø Ī ĸ ブ 純な 决 ル 定的 は る 此 15 の田 含事 排 が . 舊代 斥さ れし 0) 家屋 75 情

(B) 課 稅技 術 Ŀ

なくてはならぬいふて居る。

得

るほごの

もの

Ċ

は

73

į į

田舍にて

も避暑地

温泉場などには賃貸

斜の

目安が立ち易

ځ

b

1,

ዹ

屋

かず

多

Un

から此を

摑むここが

むつ

カコ

L

ŀ٦

偶

k

賃貸があつても、

其賃貸價格からして

他

Z

類

推

推

が

大體

は六つかしいとしなければなら

Ŕ

此等は前に公平

課稅

Ŀ

からの

說

明

Ó

處

にて

旣

1

指

示

L 得る。 (い) 評定賃貸價 大工場の如きには評定難が 格 此 が都 會地にては大體容易に摑 ある カジ • 此も推定は出來ねことない。 み得る。 自用家屋も賃貸さ た 7. H れたの 含で は 自 カュ B 用 家 類

24) Eheberg, a. a. O. S. 251. Heckel, a. a. O. S. 278. Bela Földes, Fw. 2 Aufl. S. 514. Tyszka, a. a. O. S. 145.

25) Eheberg. a. a. O. S. 251.

Gruntzel, a. a. O. S. 61. Eheberg, a. a. O. S. 250. 26)

²⁷⁾ Bela Földes, a. a. O. S. 515. Heckel, a. a. O. S. 278. Eheberg, a. a. O. S. 251. Bastable, I. c. p. 448. Bocquet. La réforme des impositions locales. p. 14,

(ろ) 其他の 標準

(1)實際 純收 益 此は課で 稅技術 上摑み難きものだといふことは、 前 (二 ь ديا ል 12

は 摑み難いものだ。 (2)價格 此 は 評定賃貸價格と比しては何うかさいふさ、此さは技術上には同等さい 實際純收益に比して遙か に技術上摑み易い。 併し後に Ų, ፠ 外形 標準 通 h Ċ 12 ふか 比 あ 3

ふて良い(註一七)。

叉は賃貸價格が

E

含に行はれぬのに、

此が田含にも都會にも行はれ得るだけ、

ましなものとも

7

無して 場にて頗る火であつて、 之を確知するととが六つかしいと爲す。併し價格は假令、 30 尤も反對說あり。 が 存するからと爲し、 フ' 人 1 例之、グルンツエルは、 Ł ル は、 12 1 随つて、 マンも、 建物附土地にては、 相當に得られたる價格の必要なる敬が、 普通價値に依る課稅は大なる簡單といふ事ふべからざる利益を有つといふ。 建物の賣價は、 普通價値に依る課税に重大な心配は 質買なしとしても、 往々にして現はるる事實上の賣却が比較を供しない處にては 存在し、 評定の出來るものだ。 其他、 ない。 此賦課の爲めに十分なる基礎 何となれば取引が 此が + 地市

(3)外形標準は 凡べて技術上容易なものだといふ長所を有つ(註一八)。多く説明を待たな

クスは、 外形標準は便宜に適うと ريا ه

Ħ

(1)

艘

r

ナアリ

(2)論 階級稅 叢 家屋税の課税標準 シ <u> 1</u> フ v 1 は 階級税が最少費だと爲す。

五七五 第 四號

第三十卷

Ξ

28)

Prohasel, a. a. O. S. 75. Lohmann, a. a. O. S. 52. Gruntzel, a. a. O. s. 61.

29 Allix, I.c. p. 465.

3Ō) Schäffle, a. a. O. S. 182. 31)

入なくして確定せられ得る長所ありと爲し、チスカは、其採用常時の理由は、 べての恣意を除く租税特徴だといふことであつたと爲す。 ル t は、 門窓税の測定は實行に於て精密だと爲し、 ベラフ 家屋の門窓の敷が全く確實であつて、 Ξ. ルデス は、 此 が 人的事情に厄介なる

面積稅-前出註一五、 л. Ţ ベルヒ参照。

())财政收入上

い評定賃貸價格 に依るときに、收入は相當大であり、 實際收益に依つたときより 收

ふこどがある(詮一九)。

たゞ評定据置期が

あまり

くなると、 自然増收の得難き缺點 がある。

が平均して年々の收入に動搖少きを得るとい

長

人

註一九 フ" ^ 1 ガ ルは、 賃貸收益 は一 般に大な動搖を爲さずといふが、 其れでも實際のとなると、 可なり に變動す

(ろ其他の) 標準

るを免れぬ。

(1)實際純收益

經濟界の不况になるときに嬴收を生ずるといふ心配もある(註二0)。

註三〇 (2) 價格

n

る。

た 1

評定据置期間が長きときには、 ローマン は 收 急 税によりて地方收入が(收益减少に従ふことによりて)不動を失ふといふことありと爲す。 〜に依るさきに財政收入は頗る大なることが出來(註二)或度まで自然增收も得ら -に依れば自然増收が大で益々收入の増加するといふことはあるが、 此自然增收の利を得られず、但し又反面からいふと、 併 Prohasel, a. a. O. S. 49.

Elieberg, a. a. O. S. 251. Bela Földes, a. a. O. S. 516. Tyszke, a. a. O. S. 146. 32)

Lohmann, a. a. O. S. 48.

其に收入不動の利が存する(註三三)

ユワルツは、 不動産價格税が大なる收入を生じたとい ふて居るのは眞だ。

とまでいふて居った。 は 價格税には、 層動搖する收益税に比し、 不動の租税收入といふ財政や策上の期待が完全に當る

(3)外形標準 に依るときに、 收入も相當に豊かなり得るし、 此れ なれ ば結局年 K 修 訂 步

(D經濟上社會上保健上等

られて、

自然増收の

利

B

あ

5

終の

點にては他標準に比して一層有利である。

い評定賃貸價格 12 依 れば一 面 實際の賃貸料に依つたよりも高 Į, ものに依ることさな ろ

ては、 だけにては、 る限 屋の减発に 際の賃貸料 にては、 道義上保健上好 り避 何の 特に細民によりて其の只さへ憐れむべき生活を壓迫することになるけれざも、 けられぬことであり、 課稅 より よりも輕きを得るだけにては、 義務者の經濟乃至企業を壓迫することともなり、 て緩和 標準 ましからざること、なるともい (] することも出來る。 よりても起り得ることであ 門窓税のやうに特別なる保健上の缺點の伴は 負擔の樂なこさもあり、 更に此が爲めに人をして一層小さな住家を選ばしめ、 ふが 5 此標準のみの缺點ではなく、 其も何れの標準に依 借家について轉嫁 轉家に因る細民 つても此税自身の存す ねだけが、 の行 叉其は下級家 の 困 は る まだまし 難 他 画 5 1-だけ 至 實

論

叢

家屋税の課税標準

第三十卷

五七七

第四號

Ħ.

35) Schwarz, a. a. O. S. 21. 36) Lohmann, a. a. O. S. 56.

だとしなけ n

(ろ)其他(の課 稅 倠

(1)實際 純 收 益 1: 依 n ば、 負擔者にさり Ź 比較的 樂で あ Ď, 經濟上 (v) 壓迫ごなることの

少きを得さいふこさが あ る。

(2) 價格 1 依 る場合には、 前 記 評定賃貸價格につきてい ふご略 ぼ 同

ふては其れだけにて經濟上の壓迫となり、 社 會上の困 難 をも生ずる。 特に門窓税は入口及窓を

隨

(3)

外形

標準

に依るときに多少不公平ともなり、

過重負擔となるとい

ふことも生す

る っ

事

カゞ

當 る。

縮 少して保健上の弊害の大いといふことを缺點とする(註二三)。

話三三 ᆂ ルデ スト 門窓税が入口及窓を縮少して、 チスカ、 ㅁ ツシアー、 ·C 1 ベルヒ等の說く所である。 光線及空氣を制限するの弊あることについては、アリク ´ス ` ジ エ ン t ', べ

第二段 我國 の家屋税の新課税標準の内容

良きものではなく、 我國 の家屋税の新課税標準たる評定賃貸價格には、 相當に良いものとしては可い。 見方に依りては價格 さて然らば其内容如何といふのに、之につき問題となるは (普通價値)にも劣るとするが、 以上の如き利害ありとして、 併 し絶對に惡い 其 は理 ક Ŏ 想 では 的に

Allix. l. c. p. 466, Jensen. l. c. p. 294. Bela Földes, a. a. O. S. 516. a. a. O. S. 146. Roscher. a. a. O. S. 485. Eheberg, a. a. O. S. 251. 37)

)

(一測定方法に關する根本問題

的に評定したものを指すか。 (A)|實際に依るやの問題 我國の法律にて定むる賃貸價格とは具體的の其を指すか客觀 の問題だが、私は後者だと解する。そして其方が一層公平であ 的平均

特に物税として收益税としては其方が至當のやうだ(註三四)。其れで實際に或家屋につき、 賃貸料

當該當 收入の伴ふときに、 事者間 の特別事情に基く元素を排除して、 一應は之を申告せしめて參考とはするが、 客觀的に相當と認めらるゝものを定めることに 必ずしも之に依らず、之に潜 め

なる(註三五)。 勿論、 自用家屋や無料貸の家屋などについては他 の 類似の物よりして類推する の外

ない。

註二四) チスカは、 收益税にては、 個人的に分別し得ぬから、 此にも通例平均が取 収られるといふ。

(註三五) 能力とする。 例之バイエ ルン法にては、 家屋税の標準は、 其の年々の實際の又は可能的なる家賃收益に求めらるる家賃收益

(B)田舎に於ける特殊の測定方法-都會地なれば、 賃貸の實例が相當に多く、之を集めて其間

は價格から一定の相當利率を乘じて 算定する外ない。 に平均的標準的の賃貸價格を見出すことを得るけれざも、田舍にては多くは此が出來ず、 其利率の 多少恣意的だといふこと、 此にて

論 叢 家屋税の課税標準

第三十卷

五七九

第四號

Ŀ

38) Tyszka, a. a.O. S. 145. 39) Kiefersauer. a, a. O. S. 146.

附屬 賃貸價格を採つた以上は仕方のないことである。外國には田舍の爲めに面積稅を採り、建物敷地及 利 市と田舍との不均衡といふ非難は発れない。 の間に異つた標準の用ゐらるる不公平ありといふことが、之に對しての非難となり得やうが 廻の異るべきに一率を用ゐるの結果、多少各地間に不公平となるといふこと、都會地と田舎と 地 面積の一單位當り幾らの收益と假定するもあるが(註三六)、其とても各地方間の不公平、 、其は 都

バイエルンにては、特に農業經營に向けらるる建物及田舎の城、寺院には建物附土地及庭園の一アー ルにつき

二計算上の問題

適當に考慮すれば、

して其爲め不公平こもなる。其れ位なれば之を控除せずして總額により、

我邦の法律の解釋としては之を控除せない趣旨とすべきである。

(A) 控除すべきもの い維持費减損費 十四馬克と評定し、 · クタールを超〜ざるもの)は、平均的純收益を精々二十馬克と見做す。 ・四馬克と評定し、メクレンブルヒストレリツにては、田舎にある建物附土地(唯だ間接に農業經營に役立ち、大さが ―の如きは、之を控除する方が能力に應ずる所以だとも見らるるけれごも Kiefersauer, a. a. O. S. 147. Prohasel, a. a. O. S. 87.90.

としては忍ばれ得るし、又之が控除を行ふとしても其は實行難で、不精確となり得る(註三八)。 總額に依つた爲めの不公平を或度まで緩め得る(註ニカ)。尤も此維持費减損費 併し税率の決定に於 其は物税として收益税 40)

が元來、 富者の住家よりも貧者の其に割合に大いので、此控除をせぬといふことが、貧民の負擔

を比較的大ならしめ反社會的こなるといふことはある(註三〇)。

話にも 純 損减の凡べての費用が控除されなくてはならぬと爲し、フイスチングも、 修繕費等の爲め一定の控除が許されなくてはならぬと爲し、グルンツエルも、嚴格にいふて、家賃から、 考慮の餘地あることである。 盆 נל 定費用(减價、修繕、保險の爲めの)が引かるるを得るが、抵當利子はさらではないと爲す。其れだけは正しいが、 反之所有者及借家人の單なる任意にかかり、又は偶然によりて生ずるものは然らずといふ。 ヘッケル 盆から、 でも引くことは、 が、 に依る主義では考慮しなくてはならぬけれども、收益能力主義からは考慮せぬでも良い) 銢 塵埃費等〕 平均的に確知されたる收益から、住居の費用、空屋の考慮(此をも考慮するかは一問題である。 鷺墩鉦によりて課せらるべしと爲し、ソドフスキーは、 ロッシアー 建物の收益から引去るべき費用としては、一般には、 (1)理論上から 管理及减價費を引去りたる後に殘る所の純收益だと爲し、 が控除に齎らさるべきは疑を容れずと爲し、ベラフエルデスは、 *j*: 別に資本利子税の及ばぬだけでは必要のないことだ)をも必要とすといふのは其儘には受取 家屋の純收益を見出さうとするときには、修繕及火災保険費のみでなく、 エーベルヒは、費用即ち家屋の維持費「减損及修繕費」、 必要避くべからざる且つ年々繰返さるるも 不動産の評定の爲めには、 シエフレーも、 此種の税にて標準となるの 課税に従ふ家屋收益の確定に於て、 其他家屋の所有に結付く 賃貸が現はるるだけにては、 迎 等の爲めに控除が 1夕; 此 が 新築年金の控除 **₹** は 純收益の のが見らるる。 此は實際の 總收益 建物の 當該年の 稲 ħ 行 實際 から 加 *†*_ は (此ま (街路 チス 7/5

(2) 真例か して)。ハンブルヒにては貸主から拂はれる水料を引き、煖房、燈火、掃除費なども費用として引かれ 烟突掃除毀、火災及其他の損害保険費が相當の額だけ控除される(家賃中に此等の賠償が含まれることを假定 ら――バイエルン(一九二三年前)にては、家屋所有者の費用として、水道料、 塵埃取除費、 た。メクレンブル **糞**尿取除費、 道

論

叢

家屋税の課税標準

Ŧī.

八一

第四

號

九

41) Eheberg, a. a. O. s. 252. Bela Földes, a. a. O. S. 515. Gruntzel, a. a. O. s. 62. Fuisting, a. a. O. s. 365. Schäffle. a. a. O. s. 181. Sodoffsky, a. a. O. s. 26. 49. Heckel, a. a. O. s. 279. Tyszka, a. a. O. s. 145. Roscher. a. a. O. s. 485.

收 ス の土塞となつた獨逸共和國の評定法にては、 忿 ŀ 其他の地方にて家屋の保険料をも引去るものとした。 レリッ の獲得に必要なる費用を引去ることとなり、 **其經濟上の目的に従ひ普通の管理にて平均的に斷へず生ずる如き純收益によるものとし、ワルデツクにでは、** 課税は純收益に依り、 其は其管理が全部又は一部、 此が平均的純收益によることとなる。 ブラウンシユワイ ۲ ザクセン、メクレンブルヒ 他人の資本によりて行はるるか何らか 尙ほ、 舊露國のウラヂミ シュ ゥ **J.** ŋ ル ン を願みず Ø **家屋** ÷ř

る不完全だといふ。 の賦課に於て、 ことを得としたといひ。 バステーブル 時に起る所の賃料の鉄損、 は :/ .25. 損職及其結果たる臧償を取扱ふことは容易でないといつた、ロ フレ 1 p, 家屋賃料税にては、 修綺費を各個の事情に相當して考慮することを不可能と爲し、 保存費が一部靭めから零魔せらるるが、 1 マンは、 人は各個の不 考慮の方法 むしろ之を飲 γŧ 動産 頗

注これ) 考慮を拂はふとするものだといふ。 (舊來の儘のにより)及課稅を中間收益によりて行ふときには、 ロツツは、人は此修繕費及其他の頂擔の爲めに控除を許すか、 他の收益税と比較して、税率の高さによりて、 或はさらしないでめつたに新しき賦課を行はず 此事情に

於けるよりも一層高きものだといふ。減償費、管理費、修繕費及家賃缺損は、 1 ンは、 總收益税は、 富者の家屋を有利とし、 主として勞働者及細民の住家に於て、少敷なる裕福なる借家人の住する家屋 勞働者住屋、 及中等家屋の割合に高き質擔を齎らすも のだ

家屋の賃貸價格を標準とすべきものであり、我國法の其れも此意義のものと解して誤りない。 દ્ (ろ) 地代-此は既に別に地租を負ふて居るのだから、之さ並立する家屋税にては地代の元素を除きたる 實際生活に於て家賃さいふさ、 其中には地代に當るものが含まれて居る。 け n E 刨

⁴²⁾ Kiefersauer, a. a. O. s. 147, Prohasel, a. a. O. s. 50. 54. 55. 90. 91. Sodoffsky, a. a. O. s. 66-68.

⁴³⁾ Bastable, l. c. p. 448. Lohmann, a. a. O. s. 37-39. Schäffle, a. a. O. s. 181.

⁴⁴⁾ Lotz. a. a. S. 313.

⁴⁵⁾ Lohmann, a. a. O. s. 40. 46) 拙著租稅研究八卷124.

必ずし

)も其家!

屋

の爲めに借入れたとは限らず、

税の排

は

n

た場合だけに限るべきだが、

で控除するとすれば、

精々借入資本によりたる場合、

術上は家

屋

抵當の借入資本の利子に限る外ない。

本利子を控除してはならぬ。若しも之が控除をすると、家屋税の物體が何ものもないことにもなる 其れとても家屋税にて之が控除を行ふとい 家屋持主の他の營業關係の爲めに借 然るに其家屋抵當の借入資本とい そして別に資本主の 玉. 入れたの 處で資本 ふても、 ዹ \hat{o} には בע 利 技 ż 租税研究八卷125

本利子にのみ資本利子税のかかる以上は、家屋所有者の自有資本にて建てた家屋にては其投下資 けれごも家屋所有者の家屋投下資本の凡べてに資本利子税のかからぬ以上は、そして單に借入資 賃賃價格の中 租が評定賃貸價格 實際のでなく、 ち家屋の賃貸價格とは普通の家賃といふものの中から、 土地の具體的の地代とすべきか、評定地代とすべきかが問題である。 ものの使用料こ地上權の對價こを合せたものと解すべきである。 (B) .控除すべからざるもの 地代を控除する以上は、投下資本の利子をも控除すべきものの如くではある(註三一)。 رياً ﴿ 評定的! に依るとして、 其土地 のものとされる以上、此も亦評定的のものでなければならぬ。 の地 ―-さしては家屋投下資本の利子を舉げなければならぬ。 租に於ける評定賃貸價格を控除したものとすべきであ 家屋税の標準たる賃貸價格は、 地代を除きたる殘りのもの、即ち家屋其 たゞ其の控除さるべき地代が各 土地家屋を一體さした 併し既に賃貸價格其もの 既に一方、地 Ŀ んる總評 Ç, カド 定

H 知 する地方物税中に、 の望ましきも Ø 其利子を、 としても之を控除すべきものではない。 る控除さしては、 《れず、彼の人的家事的事情の爲めに借入れたのかも知れず(註三三)、而かも家屋稅さい 併し其區別が實際明 家屋税の標準たる賃貸價格の中 0) カゞ ď) うつて 單に家屋といふ課税物件の為めにした借入資本利子のみに限らなくては 資本利子税がない ş 瞭には出來ないといふことがあり、 出來ないことだといふことになる。 9 Ċ カコ あるから、 ら控除するに及ば如ことでもあり、 借入資本たると自有資本たるとを問は 随ふては、 叉我國法下にて 實際、 此控除は は家 又現行法の解 ふ物 屋 假分 稅 稅 ح に於 實行 なら 並 立

引去ることになり、其は過ぎたりといふべきだ。 本に依つた場合に限つて居るが、 호] べ ル E は、 之につき、 前出註二七に擧げた、 賃債利子も總收益から控除すべきものとし、(3) ツシアー Ø 新築年金 の控除まですると、 彼は貧償利子といふて居るから借入資 自有資本の利子をも

は之を行はなかつたといふことだ。 實例にては、 舊露國地方家屋税にて、 • > ンビル スクにて此貧債利子を控除したけれども、 Œ スコ ゥ 3 ン ス ? **`** などで

芸三二 に投下された資本の に從ふときは、 Ħ ベラフエ ッ シ ア 1 (本の利用の收益税だといふて居る。何れにしても家屋稅と家屋稅は無物體となるであらうといふのも同趣旨であり、 ルデス は、 住家の收益は一 か 建築せらるる凡べての地面が地租に從ひ、 部、 土地々代であつて、 何れにしても家屋税としては家屋 一部は建物自身の資本利子として見なくてはなら 家屋建築に使はれたる凡べての資本が 更にメルツアーも、 への投下資本利子の 建物税とは建物、 課税が .資本稅 主要 即ち此 'n

物體

となるのである。

⁴⁸⁾ 49)

Eheberg, a. a. O. s. 252. Sodoffsky, a. a. O. s. 73. Roscher, a. a. O. s. 484. Bela. Földes, a. a. O. s. 513-514. Melczer, Fw. s. 50. 50)

負擔の限界に達するまでだけ許さるると爲す51 子及年金貧擔の引去は、 ての必要から生じないで、農業者として又は營業者としての信用必要から生じたからといひ、フィスチングは、 からしては質行し難きものだ。 ヘツケルは、 抵當利子は控除さるべきでないといひ、エーベルヒも、利子控除の要求は、 此稅にては絕對に、

貧債及負擔と源泉との經濟上の關係の證明にかか 何ぜとなれば農業及營業的建物に於て抵當借が往々にして家屋所有者の家屋所有者とし る。 **收益税の全體の** 且つ此にも唯、 **貧慣** 性質 利

C加算すべきもの

外に、敷金として家主に納めるものがあつて、而かも家主に於て之が利子を借家人に拂 併し其評定に際して矢張り實際のを目安とするとして、其のときに、 にては、其利子に相當したものは、事實上の家賃の一部だとして加算しなければならぬ。 を考慮しないときには、 (১১) 敷金の 金利 我國法上の賃貸價格は評定的のものたるべく、 敷金ある處と、其れなき處と、其の割合に多き地方と,其の割合に 家賃さして拂はるゝ 實際の其でなくて良 は 若も之 કે ØQ ۱ 少き だけ あ
以 カゞ

とすれば、 出し、其を貸主が他日家屋開渡の際に返濟せずさいふことの行は (ろ) 權 利金の 此も家賃の 元利 一部さ見て、 我國の商工業地にては家屋の借主が賃借の當初に貸主に對して權 之を加算しなくてはならない。 るい 併し其計算の方法は六つか 地 方ありさいふこさだ。然 利金

Ð

方面との問に不公平となる。

法文に貸主の收得すべき金額といふ中には之をも入れなくてはなら

叢 家屋税の課税標準

第三十卷

五八五

第四號

論

51) Heckel, a. a. O. s. 279. Eheberg, a. a.O. s. 252. Fuisting, a. a. O. s. 365. 52) 唯野氏家屋の賃貸價格調査(自治研究六卷一號121)

V, 技術上には、之が相當金利の上にも、元金の一定部(例之、平均五年繼續といふ場合には五

治

分一)を加算するが如き方法に依る外ない。

體、 對に一番優秀なものともいひ棄ねるが、併しまづ大體にて忍び得るものではある。そして之が内 評定に於て、相當に加算すべきものに屬する。 しろ控除すべからざるものであり、 控除せず、又之を控除せずとも忍び得るものである。若夫れ家屋投下の資本利子に至りては、 定する外なからう。 容は評定的のものであり、 以上要之、我國の將さに採らんさする家屋稅課稅標準たる賃貸價格は、 維持費减損費は本來は之を控除すべきものこいはなくてはならぬが、 實行し得るが、賃貸の事實乏しき田含にては其儘之に依り難く、多少特別の方法を講じて推 總收益的のものさいふても、土地の賃貸價格に當るものを控除しなてはなら 總收益的なものであり、收益能力といふべきものに外ならぬ。其は大 併し敷金の利子や權利金の元利の如きは、 諸多の標準中にては絶 併し我國法にては之を 家屋の賃貸價格の ŧ